

(参考資料)

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成15年8月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ(9月30日)とほぼ同様となっている。

居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の10%となっている。

(P2・P3)

○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104人 / 75,223人)	56.1% (1,462,585時間 / 2,608,345時間)
知的障害者	42.3% (13,199人 / 31,182人)	26.0% (186,524時間 / 717,535時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641人 / 16,609人)	20.2% (67,540時間 / 334,124時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が81%であるのに比べ、知的障害者は42%、児童は34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が56%であるのに比べ、知的障害者は26%、児童は20%と低くなっている。

(P3 参考)

- 措置制度下での平成13年度との1人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は63%増となっている。

デイサービス

(P4 上段表)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888人 / 29,237人)
知的障害者	69.7% (6,891人 / 9,888人)
児童(障害児)	72.9% (12,659人 / 17,357人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約70~75%となっている。

(P4 下段表)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

### 短期入所支援

(P5)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。

身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

### 知的障害者地域生活援助支援（知的障害者グループホーム）

(P6)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

96.7% (13,381人 / 13,836人)
---------------------------

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

### 居宅生活支援事業所数

(P7)

○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

(P7)

○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。

## 居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

全数分については集計及び精査中であるが、今般、有効回答が得られた自治体分を取りまとめたので報告する。

調査対象：47 都道府県 3,201 市町村（1 広域連合含む）

回答数：47 都道府県 3,192 市町村

### 1 人口 (人)

住民基本台帳人口
127,780,381

回答数：3,192 市町村

### 2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児 童
4,195,334	460,780	241,359

回答数：3,192 市町村

（注1）各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

（注2）各市町村によって、把握している時点が異なる。

（注3）重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

### 3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成15年4月末時点)	利用者数 (平成15年4月分)
192,258	116,953

回答数：3,191 市町村

## 4 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

## (1) 法区分別、サービスの類型別支給決定の状況

法区分	サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	一人当り 支給決定量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	2,070	20,740	650,396	31.4
	家事援助	2,050	23,230	463,559	20.0
	移動介護(身体介護伴う)	880	10,607	342,069	32.2
	移動介護(身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3
	日常生活支援	326	3,393	613,120	180.7
知的障害者	身体介護	981	6,319	123,912	19.6
	家事援助	1,201	5,628	94,888	16.9
	移動介護(身体介護伴う)	556	7,451	192,850	25.9
	移動介護(身体介護伴わない)	700	11,784	305,885	26.0
児 童	身体介護	1,045	7,476	166,065	22.2
	家事援助	445	1,831	31,582	17.2
	移動介護(身体介護伴う)	557	4,426	89,097	20.1
	移動介護(身体介護伴わない)	418	2,876	47,380	16.5

回答数：3,180市町村

(2) 法区分別、サービスの類型別利用の状況

法区分	サービスの類型	利用者数 (延人数)	利用時間数	一人当たり利用量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
	家事援助	20,464	279,635	13.7
	移動介護(身体介護伴う)	6,436	148,597	23.1
	移動介護(身体介護伴わない)	12,034	189,372	15.7
	日常生活支援	3,441	464,566	135.0
知的障害者	身体介護	3,199	43,941	13.7
	家事援助	2,988	38,425	12.9
	移動介護(身体介護伴う)	2,641	38,380	14.5
	移動介護(身体介護伴わない)	4,371	65,778	15.0
児 童	身体介護	3,275	42,837	15.2
	家事援助	476	5,699	12.0
	移動介護(身体介護伴う)	1,282	13,614	10.6
	移動介護(身体介護伴わない)	608	5,390	8.9

回答数：3,180 市町村

【参考】

平成13年度における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況(平成15年1月調べ)		今回調査における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況	
身体障害者・知的障害者(一般分)	17 時間	身体障害者(身体介護)	20.3 時間
		"(家事援助)	13.7 時間
		知的障害者(身体介護)	13.7 時間
		"(家事援助)	12.9 時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 うち、移動介護	17 時間	身体障害者(移動介護・身体介護伴う)	23.1 時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.7 時間
		知的障害者(移動介護・身体介護伴う)	14.5 時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.0 時間
全身性障害者	83 時間	日常生活支援	135.0 時間

5 デイサービス支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、単価区分別支給決定・利用の状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数
					4時間 未満	4時間 以上	
身体障害者	区分1	9,098	94,284	6,877	4,092	51,397	
	区分2	7,934	67,779	5,928	5,640	33,006	
	区分3	12,205	89,118	9,083	12,457	33,190	
	入浴サービス				62,161		
	給食サービス				101,510		
	送迎サービス				203,359		
知的障害者	区分1	4,108	58,280	2,850	2,877	32,086	
	区分2	3,111	41,250	2,229	1,370	24,160	
	区分3	2,669	32,411	1,812	859	16,874	
	入浴サービス				22,179		
	給食サービス				55,505		
	送迎サービス				96,629		
児 童	10人以下	17,357	173,225	12,659			26,188
	11人以上20人以下						22,945
	21人以上						11,921
	送迎サービス						15,722

回答数：3,182市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定が あった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
		平均	平均
身体障害者	1,352	8.6	5.9
知的障害者	1,014	13.3	11.0
児 童	1,406	10.0	4.8

回答数：3,182市町村

(注) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

6 短期入所支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、支給決定の内容別支給決定・利用の状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日（回）数			
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
身体障害者	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算)	7,492 115	57,631 1,028	1,946 21	11,508			
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算)	2,596 4	20,221 26	472 1	4,294			
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算)	1,168 1	8,871 31	154 1	1,184			
	遷延性意識障害者等加算のみ	16	163	0	45			
知的障害者	区分1 (うち重症心身障害者加算)	14,496 2,632	103,315 20,964	3,945 658	17,158	1,397	3,955	1,087
	区分2 (うち重症心身障害者加算)	11,543 141	82,304 1,075	2,248 20	10,365	641	2,853	686
	区分3 (うち重症心身障害者加算)	7,447 35	53,062 243	1,228 3	6,322	364	2,847	438
	重症心身障害者加算のみ	653	6,715	194	2,467	77	220	72
児 童	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	13,366 102 3,890	94,187 700 28,470	3,925 35 1,063	5,311	4,184	5,685	1,714
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	8,445 19 93	55,681 121 625	1,923 0 15	2,287	2,081	2,518	730
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	3,435 1 31	21,778 5 221	619 0 4	809	566	799	213
	遷延性意識障害者等加算のみ	5	40	0	41	3	11	4
	重症心身障害児加算のみ	884	8,723	226	2,623	452	521	192

回答数：3,173 市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定があった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
身体障害者	1,524	7.7	6.5
知的障害者	1,948	7.2	5.3
児 童	1,991	7.0	2.5

回答数：3,173 市町村

(注) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

7 知的障害者地域生活援助支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

単価区分別支給決定・利用状況

支給決定があった市町村数	単価区分	支給決定者数	利用者数
2,187	区分1	6,521	6,266
	区分2	7,315	7,115

回答数：3,191 市町村



サービス名		社会福祉 協議会	社会福祉 法人 (社協除く)	医療法人	社団・ 財団	農協	生協	営利法人	NPO法人	その他	地方公共 団体	指定事業 所計	基準該 当
居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	身体障害者	2,082	1,342	401	160	37	126	3,351	642	166	163	8,470	291
	知的障害者	1,819	983	212	130	21	94	2,459	548	128	143	6,537	195
	児 童	1,615	723	171	125	16	87	2,286	527	205	127	5,882	174
	小 計 (構成比)	5,516 (26.4%)	3,048 (14.6%)	784 (3.8%)	415 (2.0%)	74 (0.4%)	307 (1.5%)	8,096 (38.8%)	1,717 (8.2%)	499 (2.4%)	433 (2.1%)	20,889 (100%)	660
デイサービス事業	身体障害者	185	537	25	25	2	1	36	24	10	202	1,047	103
	知的障害者	42	384	6	15	1	0	18	42	15	69	592	71
	児 童	49	161	8	3	1	0	15	43	10	310	600	84
	小 計 (構成比)	276 (12.3%)	1,082 (48.3%)	39 (1.7%)	43 (1.9%)	4 (0.2%)	1 (0.0%)	69 (3.1%)	109 (4.9%)	35 (1.6%)	581 (25.9%)	2,239 (100%)	258
短期入所事業	身体障害者	25	906	17	5	0	0	0	0	29	83	1,065	
	知的障害者	53	2,200	10	9	0	0	0	0	61	181	2,514	
	児 童	40	1,473	10	9	0	0	0	1	67	209	1,809	
	小 計 (構成比)	118 (2.2%)	4,579 (85.0%)	37 (0.7%)	23 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	157 (2.9%)	473 (8.8%)	5,388 (100%)	
地域生活援助事業 (グループホーム)	9 (構成比)	3,041 (92.8%)	0 (0.0%)	59 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	92 (2.8%)	8 (0.2%)	68 (2.1%)	3,278 (100%)		
合 計 (構成比)	5,919 (18.6%)	11,750 (37.0%)	860 (2.7%)	540 (1.7%)	78 (0.2%)	308 (1.0%)	8,166 (25.7%)	1,919 (6.0%)	699 (2.2%)	1,555 (4.9%)	31,794 (100%)	918	

全国の都道府県、指定都市及び中核市の回答

(参考資料) 平成16年度身体障害者保護費の補助基準額 (案)

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事業		区分	平成15年度 当初単価	平成16年度 単価(案)
点字図書館等運営 事業費(点字図書館、 聴覚情報)	1 施設 当たり年額	職員5人(特別区)	24,986千円	24,373千円
		(特甲地)	24,502千円	23,911千円
		(甲地)	23,536千円	22,987千円
		(乙地)	22,811千円	22,294千円
		(丙地)	22,086千円	21,601千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,863,700円	3,782,000円
・福祉工場 (居住部門有り)	1 施設 当たり年額	定員50人	47,018千円	46,032千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人 ~ 9人	3,300千円	3,242千円
		10人 ~ 19人	3,923千円	3,860千円
		20人 ~ 29人	5,168千円	5,094千円

(参考資料) 平成16年度障害児施設等の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位:円)

施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成16年度 (案)	知的障害児施設	30	211,940	208,940	202,880	198,330	193,770
	第二種自閉症児施設	40	210,840	207,850	201,760	197,270	192,810
	知的障害児通園施設	30	127,640	125,650	121,660	118,680	115,650
	盲児施設	30	193,890	191,140	185,580	181,470	177,310
	ろうあ児施設	30	192,960	190,180	184,650	180,520	176,380
	難聴幼児通園施設	30	190,880	187,950	181,970	177,500	173,050
	肢体不自由児療護施設	50	228,800	225,360	218,590	213,450	208,320
施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成15年度	知的障害児施設	30	216,430	213,340	207,140	202,460	197,790
	第二種自閉症児施設	40	215,550	212,490	206,250	201,610	197,050
	知的障害児通園施設	30	130,330	128,290	124,200	121,160	118,040
	盲児施設	30	197,950	195,130	189,440	185,220	180,970
	ろうあ児施設	30	197,030	194,170	188,530	184,290	180,020
	難聴幼児通園施設	30	195,000	191,970	185,870	181,290	176,730
	肢体不自由児療護施設	50	233,910	230,400	223,440	218,190	212,950

②加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成16年度(案)	平成15年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,150	72,730
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,650	27,210
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,220	49,210

(2) 事業費

①一般生活費

(単位:円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
知的障害児施設	47,430	47,530
第二種自閉症児施設	47,430	47,530
知的障害児通園施設	14,600	14,630
盲児施設	47,430	47,530
ろうあ児施設	47,430	47,530
難聴幼児通園施設	14,600	14,630
肢体不自由児療護施設	47,430	47,530

② 重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成16年度(案)	平成15年度	平成16年度(案)	平成15年度
的障害児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第一種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第二種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
盲児施設	44,380	45,110	53,260	54,140
ろうあ児施設	40,580	41,220	48,700	49,460
肢体不自由児施設	—	—	55,930	56,870
肢体不自由児療護施設	—	—	55,930	56,870

③ 重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
重症心身障害児施設	228,240	233,070

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり(月額)	平成16年度(案)		平成15年度	
		平成16年度(案)	平成15年度	平成16年度(案)	平成15年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3,918,000	4,001,000		
	40~49人	3,688,000	3,768,000		
	30~39人	2,733,000	2,791,500		
	20~29人	2,074,800	2,114,600		

(参考資料) 平成16年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事業		区分		平成15年度	平成16年度(案)	
5 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業	431,700円	431,730円	
		(月額)	障害者就業・生活支援センター事業	431,700円	431,730円	
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり	管理人に要する経費	223,130円	218,730円	
		(月額)	補修費	7,350円	7,350円	
6 重症心身障害児(者)通園事業	事務費	A型		3,221,360円	3,229,120円	
		B型		1,400,240円	1,402,280円	
	事業費1人当たり(月額)	A型	生活保護世帯	16,380円	16,240円	
		B型	一般世帯	7,230円	7,250円	
	1日	B型巡回方式加算		5,830円	5,830円	
7 知的障害児(者)相談等事業	(1) 在宅知的障害者巡回相談事業	(年額)	指定都市及び指定都市が存在する県	179,440円	メニュー事業化	
			上記以外の県	358,890円	メニュー事業化	
	(2) 心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	定額分(1県当たり)		200,000円	200,000円
			取扱件数分	5,000件未満	100,000円	100,000円
				5,000件以上		
				10,000件未満	150,000円	150,000円
				10,000件以上		
				20,000件未満	350,000円	350,000円
				20,000件以上		
				30,000件未満	500,000円	500,000円
30,000件以上						
40,000件未満	700,000円	700,000円				
40,000件以上						
50,000件未満	900,000円	900,000円				
50,000件以上	1,100,000円	1,100,000円				
(3) 知的障害者療育手帳交付事業	手帳交付件数1件当たり			200円	メニュー事業化	
8 自閉症・発達障害支援センター運営事業	1か所当たり(月額)	運営費		2,047,130円	2,044,980円	